



ROTARY CLUB OF

NARA—WEST

DISTRICT WEEKLY BULLETIN
2650 No. 2467

2023. 3. 2

創立 1969年(昭和44年)12月13日

例会日 毎週木曜日18:00より

事務所 〒630-8001 奈良市法華寺町254番地

例会場 奈良ロイヤルホテル内

TEL 0742-34-1131 FAX 0742-30-2000

2022～2023年度
国際ロータリーのテーマ

2022～2023年度
地区のスローガン



「感動、感激、そして感謝」

国際ロータリー会長
ジェニファー E. ジョーンズ

RI第2650地区ガバナー
尾賀 康裕



霊山寺 十一面観音

会 長 渡邊 巖	副 会 長 吉村 信男	会長エレクト 中西 吉日出	直前会長 植野 洋志	幹 事 相澤 万裕子
会 計 東山 光秀	会場監督 加藤 又弘	理 事 福川 益則	理 事 寺田 信弘	理 事 安井 清悟
理 事 内藤 源美	会報委員長 金田 宗寛			

今月は 水と衛生 月間 です

第24回(2467回)例会プログラム令和5年3月2日(木)

1. 開会宣言 点鐘
2. ソング 「君が代」「奉仕の理想」
3. 来訪者紹介
4. 出席報告
5. 会長の時間・理事会報告
6. ニコニコ報告
7. 委員会報告・幹事報告
8. 卓話: 東大阪大学短期大学部実践食物学科 松井欣也様
「昆虫食のこれから～魅力、課題、可能性～」
9. 閉会宣言 点鐘

第23回 (2466回) 例会報告 2023. 2. 16

ソング

「四つのテスト」

来訪者紹介

澤田正彦様 奈良地方裁判所刑事部部総括判事
関 嵐月さん 米山奨学生

出席報告

	会員数	出席計算 免除会員数	出席会員数	欠席者数	出席率
通 算 2466 回	42	5/8	20/34	14	64.1%
通算2464回修正	42	8/8	34/34	0	100.0%

会長の時間 (渡邊会長)

皆さん、今晩は。本日は17時から第3回クラブアッセンブリーが開催されました。会員の皆様の御出席・御発表ありがとうございました。残る期間もクラブ奉仕及び社会奉仕・社会貢献よろしく願いいたします。

今週18日(土)は大和郡山RC創立60周年の記念例会・式典と記念祝賀会がホテル日航奈良にて行われます。奈良西RCを代表して相澤幹事と出席して参ります。今後の当クラブの周年事業の参考にしたいと思っています。また19日(日)13時30分から2650地区の職業奉仕講演会が京都での現地参加か、ZOOM参加のハイブリッドで開催されます。講演は滋賀銀行頭取・高橋祥二郎様による「私と職業奉仕」です。近江商人の“三方よし”の精神、ロータリーの職業奉仕の精神、今後SDGsへの取り組みについての講演と聞いています。木村職業奉仕委員長をはじめ参加予定の会員の皆様、聴講よろしく願いいたします。

さて新型コロナ感染症対策におけるマスクの着用について、政府は3月13日より見直すことになりました。つまりマスクの着用は強制ではなく、原則個人の判断に委ねることになりました。ただし高齢者等重症リスクの高い者への感染を防ぐためにはマスクの着用を推奨しています。具体的には、①医療機関受診時、②高齢化施設等への訪問時、③発熱など症状のある者、新型コロナ陽性者、また濃厚接触者がやむを得ず外出する場合、④医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中等、マスクの着用が推奨されています。要するに、新型コロナに限らず種々の感染症に対して、他者へ感染させる可能性のある人や他者から感染させられたくない人は、マスク着用をはじめとする感染防御対策を今までどおり行えばよいということです。個人的にはマスク着用は効果的であり、一般感冒、インフルエンザ、新型コロナ等の感染予防に大いに貢献したと考えています。

最後に感染防御の基本は、3密(密接・密集・密閉)を避ける、他者と接触時はマスク着用する、帰宅時は手洗いうがいをする、体調不良時は休養する、ということだと思います。

本日は奈良地方裁判所刑事部部総括 澤田正彦判事様に「裁判員制度について」というタイトルで卓話をお願いしております。澤田様よろしく願いいたします。これで会長の時間を終わります。

ニコニコ報告

渡邊巖会長

本日は、第3回クラブアッセンブリーへの参加、御発表ありがとうございました。残り4ヶ月も会員の皆様のクラブ奉仕、社会奉仕よろしくお願い致します。又、本日は奈良地方裁判所 刑事部 部総括、澤田判事様に卓話をお願いしております。よろしくお願い致します。

林秀彦P会長

急に寒くなりました。今日の寒さは1月、明日の寒さは2月、明後日の寒さは3月、日曜日は4月の暖かさになるようです。

松川信夫会員

皆出席表彰ありがとうございます。

中西吉日出会員・谷垣嘉輝会員・東山光秀会員・
笹本麻琴会員・寺田信弘会員・福川益則会員・
岡崎義幸会員・丸山佳映会員

奈良地方裁判所刑事部部総括判事、澤田正彦様、
本日は、卓話よろしくお願い致します。

出席表彰



■2月出席表彰■

松川 信夫P会長 在会32年

おめでとうございます

RLI



RLIパートⅢ 修了証授与
佐川 寛一 会員

幹事報告 (相澤幹事)

例会変更情報は入り口横の掲示板をご確認ください。
卓話内容について裁判所よりアンケートの依頼です。
お手元にお配りしていますのでご記入をお願いします。

卓話

「裁判員制度について」

奈良地方裁判所刑事部部総括判事 澤田 正彦 様

奈良地方裁判所で裁判官をしております澤田正彦と申します。

昨年4月に奈良地方裁判所に移動して来まして、1年足らず奈良におります。平成5年に裁判官任官しましてその後30年の裁判官歴がございます。そのうち刑事裁判に携わるようになりましたのは平成22年から、平成21年に裁判員裁判が始まりましたので、その頃から刑事裁判ばかりやっているという状況でございます。

出身は京都市で、子供の頃から奈良にはよく遊びに来ていたなという思い出がございます。今はよく鹿が裁判所の前庭に参りますので、時折眺めながらちょっと癒されております。あと、ロータリークラブは私の叔父が京都で入っておりまして、妻の父親が大阪の方でロータリークラブに入会しております。このような感じで行われているのかと親近感があるところでございます。

それでは裁判員裁判ということで、お話を進めさせていただきます。裁判員裁判は、職業裁判官と一般市民である裁判員が一緒になって議論して、よりよい裁判を目指そうという制度です。各国で裁判に何らかの形で国民が参加できる制度が作られています。有名なところではアメリカ合衆国での陪審員制度というのがございます。これはテレビ、映画などでもよく取り上げられるところでございますので、ご存知の方も多いと思います。ただ、アメリカの陪審員裁判では、これは陪審員だけが事実認定を行います、日本の裁判員裁判は裁判官と一緒に議論し、事実認定のみならず量刑も決めるという制度になります。

裁判官は法律のプロではありますが、裁判官になった段階で事実認定のプロというわけではございません。また、特別に嘘を見抜く力を養っているというわけでもありません。例えば供述心理という分野もありますが、そういう心理学を特別に勉強するわけでもございません。ただ一つ言えるのは法律解釈を通じて、そのストーリーに筋道が通っているかどうかという論理性とか、それが合理的な筋道にあっていいのかそういったことについては、少々普通の方よりも見るところはあるのではないかと自負しています。要するに人々の証言の信用性というのをその論理性、合理性という観点から見がちではないかと思っています。

しかしながら生身の人間はそれほど論理的というわけではありません。論理性、合理性というのは経済活動つまり民事分野においてはある程度当てはまることはありますが、刑事裁判ではあまり妥当しいと考えております。というのも犯罪行為というのは全般的に合理的とは言えません。捕まったらどうなるかと考えたら、ふつうは犯罪自体しないのではないのでしょうか。そうすると裁判官が優位であるという部分は刑事裁判に関してはそれほどないのだと思います。あるとすれば30年裁判官をやっていますので、経験というのはそれなりに経験値が高いと思っております。ただ、この経験というものの癖もので経験は人の事務処理能力はアップさせますが、脳内に一定の回路を作ってしまう物事を多角的に見られなくするという欠点も持ち合わせていると思っております。すなわち裁判官だけで判断しますと、どうしても似通った枠から外れない判断になりがちだということはあるかと思っています。

私は裁判官30年ですが、今年任官したばかりの裁判官もおります。色んな段階の裁判官が話し合う場合、合議体の中で経験が豊富だからと私の意見が通るということは特にありません。全員平等に議決権を持っています。それでもどこか似通った意見になることが多く、その点で多角的な視点は失われているのではないかと、そこは反省する点でございます。事件というものはテレビドラマのセットで申し上げますと、「前から見たら綺麗だけでも、後ろから見たら全く違うものであった」という事件もあるのではないかと思います。刑事裁判というのは検察官が吟味して、有罪だという風に確信を持って起訴しております。ですから、正面は綺麗なものであります。しかしその裏は何があるか分からない、裏をどう見ていくか、そこにいろんな角度からの視点が必要になってきます。裁判員さんの場合、色々な様々なバックグラウンドをお持ちですから、多用な視点で物を見ることができると我想います。我々裁判官の発想では出てこないような意見を言うていただく事もあります。「なるほど、そうだな」と思うことも多くあります。裁判員裁判が導入されて、被告人に対する心情理解も深まったのだと思います。殺人というものが、非常に量刑は左右します。裁判官裁判の時と比べ裁判員裁判になってからのほうが量刑の幅が広がったと言われております。殺人というのは結局、「動機面で色々な心情があり殺人に至らざるを得ない」という同情的なものも多々あります。反対に全く同情できない事件もあります。そういう被告人の心情というものを裁判員裁判で裁判員さんと一緒に議論することによって、深く検討するようになった結果ではないかと思っています。殺人事件というのは被害者も加害者も悲しいというのが実情です。命を断たれた被害者さんには本当に同情してしまいますが、殺人を犯さざるを得なかった加害者、こちらにも同情するところがあります。

裁判所としては、裁判員にできるだけ多様な方々において頂きたいと思っています。中にはやりたい人だけやればいいのかという声もあるのですが、それでは多様性というものはなかなか望めないという部分がありますので、無作為に抽出した中で裁判員になっていただくというような形を取らせていただいています。裁判員になることに対しての不安というものはあるかと思っています。一つには自分がそんな判断ができるのかということだと思います。しかし事実認定というものは、皆さんも日頃からされていると思います。日常生活の中でも2人の話し合い違って場合、「これはどっちだ？」という話っているのはあると思います。裁判員裁判における事実認定もこれと変わるところはありません。これに法律が絡んでくるということですが、その時は法律のプロである裁判官が説明しますので、ご安心して頂ければと思います。

裁判員経験者の感想ですが、「専門的な知識はなくても真面目にやろうという気持ちがあれば大丈夫です」「裁判員になることに不安な部分がありましたが、裁判所の方でサポート体制が敷かれているなど感じました」などとまあ好意的なこういうものを頂いております。裁判員裁判をよりわかりやすくするために、裁判員経験者の方に色々アンケートを取らせていただきまして、検察官・弁護人を交えて話し合っております。これから益々いい形にしていきたいと思っています。

また、裁判員裁判の日数のことですが、この制度が始まった頃は出来るだけ裁判員の負担を減らすという観点から、日数はできるだけ少なくしようという風に思っておりました。ですから、最初の頃は2,3日で終わりますよ、というような事を申し上げていたと思います。しかし、実際の裁判員経験者のお話を聞きますと、「もっとじっくり評議をしたかった」「実際に被害者や被告人の生の声を聞きたかった」というような声が多々ありました。我々の裁判官・法曹関係者の感覚では、被害者・被告人が捜査段階で語った内容が間違いなければ、供述調書というものを証拠として取り調べれば



いいやという考えでやっていました。しかし裁判員からしますと生々しさにかける、絵空事のように映ってしまうとの事で、判断がし辛いと言うような意見がありまして、できるだけ直接生の声を聞こうという状況になっています。被害者がいる事件ですと、被害者からも被告人のどちらが正しいことを言っているのか、それについて判断して頂こうという形になっています。そうすると少々時間がかかってしまうので、今のところ大体4日ぐらいがベースになって裁判員裁判を行っているかと思います。今回2月末から裁判員裁判が始まりますが、それも5日間の予定をしております。次に裁判員の魅力ということについてお話させていただきます。それは何と言っても普段できない裁判に参加できるかということに尽きるかと思います。裁判官でどんな人の集まりだろう、そして法廷にどこから入ってくるのか、判決までの手続きを見る良い機会だと考えて頂ければと思います。

裁判員裁判は一人で判断するものではありません。仲間がおります。裁判員と裁判官で悩みを共有しあい意見を出し合い結論を出します。私も1人で死刑判決出せるかと言われたら、ちょっとそれは出せないです。それだけ1人でというのは厳しいのです。実際は皆で話し合って判決を出しますので、どうか裁判を敬遠しないで頂ければと思います。

終わった後の裁判員の感想としては、「自分たちで話し合って決めた判決内容に納得できました」「裁判員の意見が取り上げてもらえて充実した気分である」と言うような意見も寄せられております。「裁判員を経験することは将来の選択の参考になると思います」「社会勉強にもなり参加する価値がある制度です」「物事の視野を広げることができ、客観的な視点を持つことができ、勉強にも生かせると思います」というようなご感想もありました。

次に裁判員に選ばれたが辞退をしたい場合もあろうかと思います。裁判員の辞退には理由というものがが必要です。まずは70歳以上の方は辞退可能です。まだ学生・生徒など勉学に支障がある方も辞退できます。さらに病気や障害を持ちの方、それが介護・養育されている方も辞退ができます。問題は仕事の都合ということです。仕事の都合で裁判員辞退したいという方が非常に多いです。法律上は事業における重要な業務で自ら処理しないと会社に重大な損害が生じるという場合に辞退可能となっています。実際には数人で仕事のシフトを回しているために休むわけにはいかないようにおっしゃられる方にも辞退承認はしています。介護職の方や医療職の方にはかなりそういう方が多いと感じております。本当は多種多様な方がご参加頂きたいと思っているのですが、なかなか介護職の方が裁判員に入って頂くことは実際難しいのが実情です。

ロータリークラブは経営者の方も多いため多くいらっしゃると思いますので、少々お願いをさせていただきますと、先ほど述べたように従業員の方が裁判員に選ばれたときは、快く送り出していきたいと思います。法律上は労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないと裁判員法100条で定められています。

しかし企業にとってはメリットがなければ、なかなか快く送り出すというふうには言えないところだと思います。そこで、企業にとってのメリットというのを私なりに考えたのですが、実際にあった事例は飲食店勤務の裁判員の方は最終日に店のパンフレットをみんなに配りまして、店の宣伝をしていました。

あとは、裁判員の経験者の感想のところでお話ししたところですが、「いろんなことを見る視野が広がった」とか「客観的な視点を持つことができた」というようなご感想がありました。そして「被害者・被告人の双方に共感できました」という感想や、「一方的な見方ではなくて、様々な方向からの見方がある」というものもありました。従業員の方がそのような視点を持つことは、自身の成長ということは元より企業にとりましても、いろんな視点から提案ができる、そして議論ができるということで企業にとっても優秀な人材ということになるのではないのでしょうか。

お時間になりましたので、本日はこれにて終わらせて頂きます。ありがとうございました。

第25回（通算2468回）例会予告

例会日 令和5年3月9日（木）

卓話：「フェノロサについて」

浄教寺 住職 島田 春樹 様